

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第32条第1項の規定に基づき、大雨及び洪水等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 水防の責任

1 市の水防責任

市は、法第3条によりその区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 県の水防責任

県は、法第3条の6による県内における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。

第3節 水防計画の策定及び公表

1 この計画は、法第32条の規定に基づき定め、及び毎年検討を加え必要があると認めるときはこれを変更する。水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第16条第1項の規定に基づく奥州市防災会議（奥州市防災会議条例参照）に諮るとともに、岩手県知事に協議する。

2 水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表する。

第2章 水防組織

第1節 水防組織

1 水防本部

法第10条及び第11条並びに気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第14条の2の規定により気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報（以下「予警報」という。）の通知があったとき、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想されるときは、その危険が解消するまでの間、市に水防本部（以下「本部」という。）を設置し、その下部機関として水防隊を置いて水防事務を処理するものとする。

ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条第1項の規定により奥州市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合するものとする。

(1) 本部

本部は、市民環境部消防防災課に置き、その組織は、別記第1（P5）のとおりとする。

(2) 設置（廃止）基準及び体制

別記第2（P6）のとおりとする。

(3) 動員配備体制

ア 配備体制

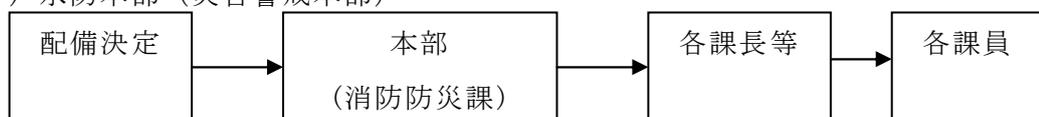
本部の配備体制は、次のとおりとする。

配備体制		配備職員の範囲
水防本部（災害警戒本部）	警戒体制	本部長、副本部長、本部員、本部職員
災害対策本部	警戒配備	すべての課等の長及び課長補佐等以上の職員
	1号非常配備	すべての課等の係長等以上の職員
	2号非常配備	全職員

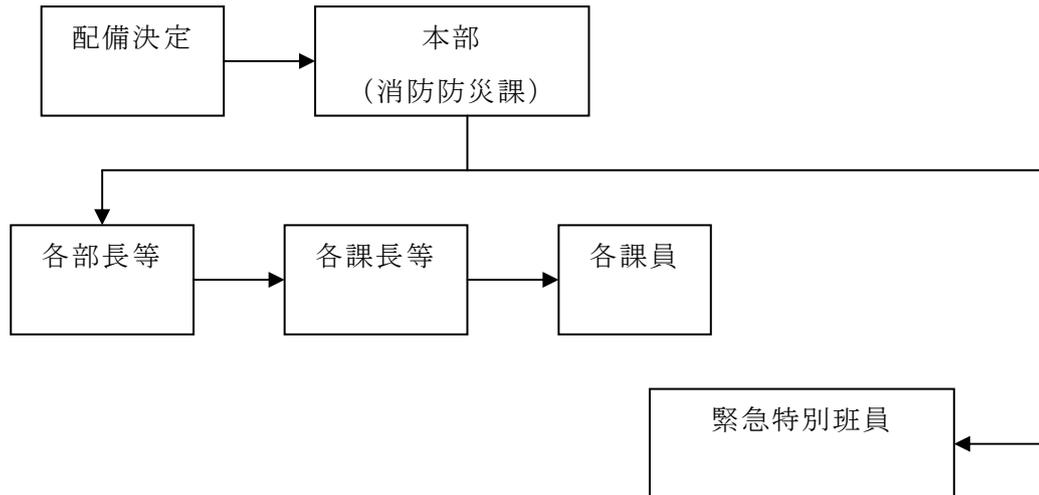
イ 動員の系統

動員は、次の系統によって通知する。

(ア) 水防本部（災害警戒本部）



(イ) 災害対策本部



ウ 動員の方法

配備指令の伝達は、次の方法で行う。

- (ア) 勤務時間内 庁内放送、電話
- (イ) 勤務時間外 電話、防災行政無線

エ 動員の計画

各課長は、勤務時間外における職員の動員を迅速かつ円滑に行うため、次の事項を定める。

- (ア) 配備指令の系統及び順位
- (イ) 職員ごとの参集範囲及び所要時間
- (ウ) 所属課所に参集できない場合の参集先
- (エ) その他必要な事項

2 水防隊

水防隊は消防団をもって充て、水防隊長は消防団長とする。また、水防隊の本部は、市民環境部消防防災課に置く。

水防隊の編成は、各区水防隊を基本とし、隊員の動員については、次の基準により水防隊長が指令し、水防隊長への指示及び情報連絡は、総務班長が行う。

(1) 警戒動員

河川の水位が通報水位に達し、なお、増水のきざしがある場合は、水防隊幹部その他必要な隊員を招集し、各分団から情報連絡、堤防巡視及び警戒の任務に就かせる。

(2) 第1次動員

水位観測等の情報を統合して警戒水位を超えるおそれがある場合は、各分団に電話、伝令又は団無線により出動待機命令を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等の場合も同様とする。

(3) 第2次動員

警戒水位を越え、災害が発生するおそれがある場合は各分団に水防信号（資料様式編第6（P13））により出動を命令し、水防隊員が集結したときは、各分団長は、集結場所及び人員等を水防隊長に報告する。

(4) 第3次動員

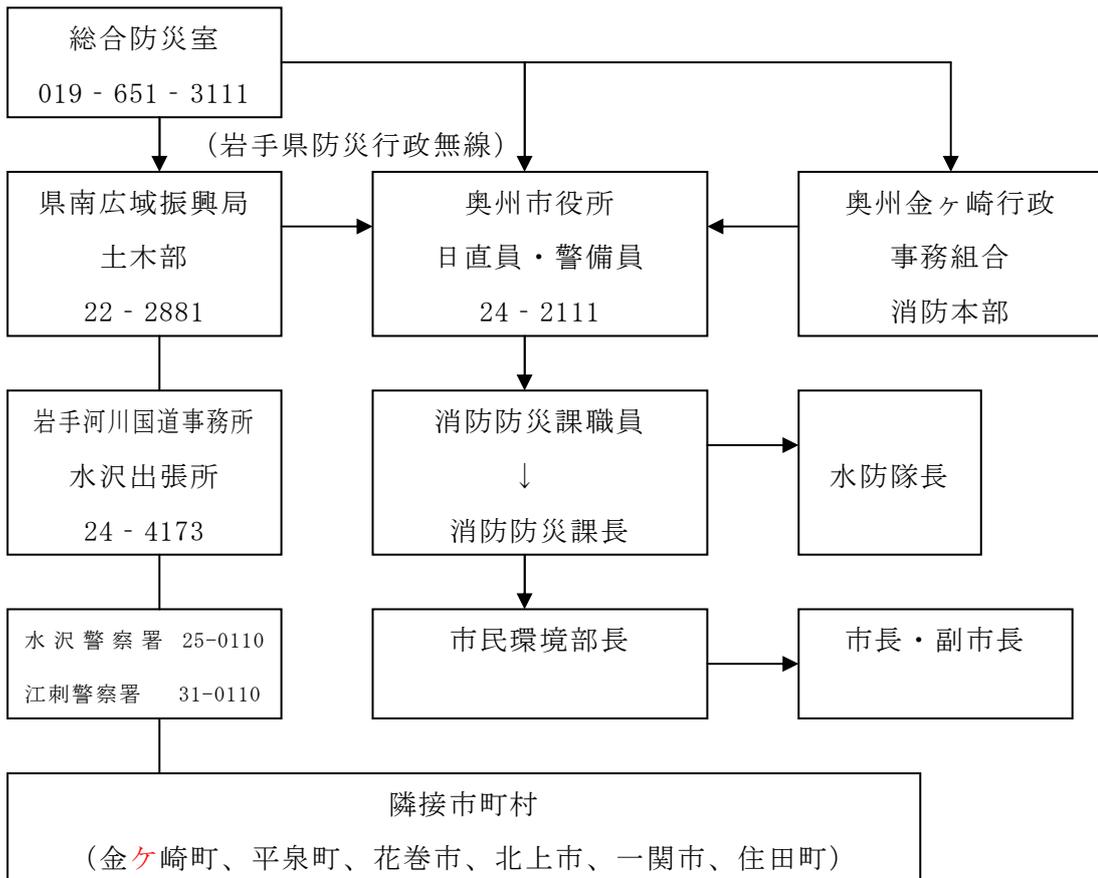
刻々増水して最悪の事態に直面し、水防隊の人員のみでは不足する場合は、水防隊長は、法第24条を適用し、一般市民の中から水防に必要な人員の出動を要請する。要請により出動する市民は、適宜の水防用具及び資材を携行するものとする。

(5) その他の動員

警戒及び水防作業が長時間にわたり、炊出しの必要があると認めるときは、婦人消防協力会連合会長及び町内会長等に要請し、炊出しの協力を得ることができる。

第2節 勤務時間外の連絡系統

勤務時間外に気象予警報等の連絡を受けた日直員又は警備員は次により直ちに水防任務者へ連絡する。



(別記第1)

奥州市水防本部組織

1 水防本部（災害警戒本部）の組織は、次のとおりとする。

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員	本 部 職 員
市民環境部長	総務課長 消防防災課長	政策企画課長 資産税課長 生活環境課長 農政課長 福祉課長 土木課長 水道部経営課長 教育総務課長 本部長が指名する 課等の長	総務課職員 消防防災課職員 政策企画課職員 資産税課職員 生活環境課職員 農政課職員 福祉課職員 土木課職 水道部経営課職員 教育総務課職員 本部長が指名する職員

2 現地水防本部（現地災害警戒本部）の組織は、次のとおりとする。

現地本部長	現地副本部長	現 地 本 部 員	現 地 本 部 職 員
市民環境課長 (江刺は生活 環境課長)	総務企画課長	商工観光課長（衣 川は農林商工観光 課長） 農林課長（衣川は 農林商工観光課 長） 健康福祉課長（江 刺は福祉課長） 地域整備課長 教育委員会事務局 支所長 現地本部長が指名 する課等の長	市民環境課職員（江刺は生 活環境課職員） 総務企画課職員 税務分室職員 商工観光課職員（衣川は農 林商工観光課職員） 農林課職員（衣川は農林商 工観光課職員） 健康福祉課職員（江刺は福 祉課職員） 地域整備課職員 教育委員会事務局支所職員 現地本部長が指名する職員

(別記第2)

奥州市水防本部設置（廃止）基準及び体制

区分		設置基準	廃止基準	体制
市水防本部 (市災害警戒本部)	警戒体制	(1) 奥州金ケ崎地域に気象警報、洪水警報が発表された場合、又は北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報が発表された場合。 (2) 長雨等による地面現象災害が多発するおそれがある場合において、市民環境部長が必要と認める場合。 (3) 警戒水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が警戒水位以下となり洪水の危険がなくなった場合、又は水災の危険がなくなったと判断される場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
		(1) 市内に震度4又は震度5弱の地震が発生した場合。	水害の危険がなくなったと判断される場合	〃
市災害対策本部	警戒配備	(1) 奥州金ケ崎地域に気象警報又は洪水警報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合。 (2) 北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報又は北上川上流水防警報が発表され、相当規模の災害の発生のおそれがあると認められる場合。 (3) 市内に震度5強の地震が発生した場合。	市本部長が、市の地域に災害が発生するおそれなくなったと認める場合、又はおおむね災害応急対策を終了したと認める場合。	奥州市地域防災計画の警戒配備体制により人員を動員し、水防事態が発生したときは、そのまま水防活動が遂行できる体制とする。
	1号非常配備	相当規模の災害が発生した場合。	〃	奥州市地域防災計画の1号非常配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。
	2号非常配備	(1) 大災害が発生した場合において、本部の全ての組織、機能をあげて災害応急対策を講ずる必要があると認められる場合。 (2) 市内に震度6弱以上の地震が発生した場合。		奥州市地域防災計画の2号非常配備体制により人員を動員し、水防活動を行う体制とする。

第3章 関係機関への連絡

第1節 県南広域振興局土木部への連絡

情報連絡並びに雨量及び水位観測の連絡その他水防に関する一切の事項は、県南広域振興局土木部（以下「振興局土木部」という。）へ連絡する。

第2節 気象状況等の連絡通報

- 1 水防上必要な気象予警報及び情報並びに北上川上流洪水予報のうちはん濫警戒情報及び水防警報等の通知があったときは、本部長は、水防隊長及び振興局土木部長と連携を取り、状況と必要に応じて関係機関に通報するとともに、一般市民に周知する。
- 2 通報箇所は、別記第1のとおりとする。
- 3 一般市民に対する周知の方法は、別記第2のとおりとする。

第3節 雨量観測の通報

1 雨量の観測箇所

本部の雨量の観測箇所は、奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部とする。

観測員は、大雨のおそれがある場合には、雨量を観測して本部に通報する。

2 雨量の通報要領

本部は、次の要領により別記第3に掲げる関係機関のうち、必要と認める機関に通報する。

- (1) 雨量の通報は、過去24時間以内の降雨量が50ミリメートルに達したとき、又は県水防本部から観測指示報を受けたときに観測して通報する。
- (2) この通報を、降雨が止むまで、又は観測指示報を受けるまで3時間ごとの観測結果を通報する。
3時間ごととは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時をいう。
- (3) 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリメートルを越えるときは、毎時観測通報する。

第4節 水位観測の連絡通報

1 水位の観測箇所

(1) 国土交通省岩手河川国道事務所等が管理する水位の観測箇所は、資料様式編第2のとおりである。

(2) 市が管理する水位の観測箇所は、資料様式編第3のとおりである。

2 水位の通報箇所

本部は、別記第1に掲げる関係機関のうち、必要と認める機関に通報する。

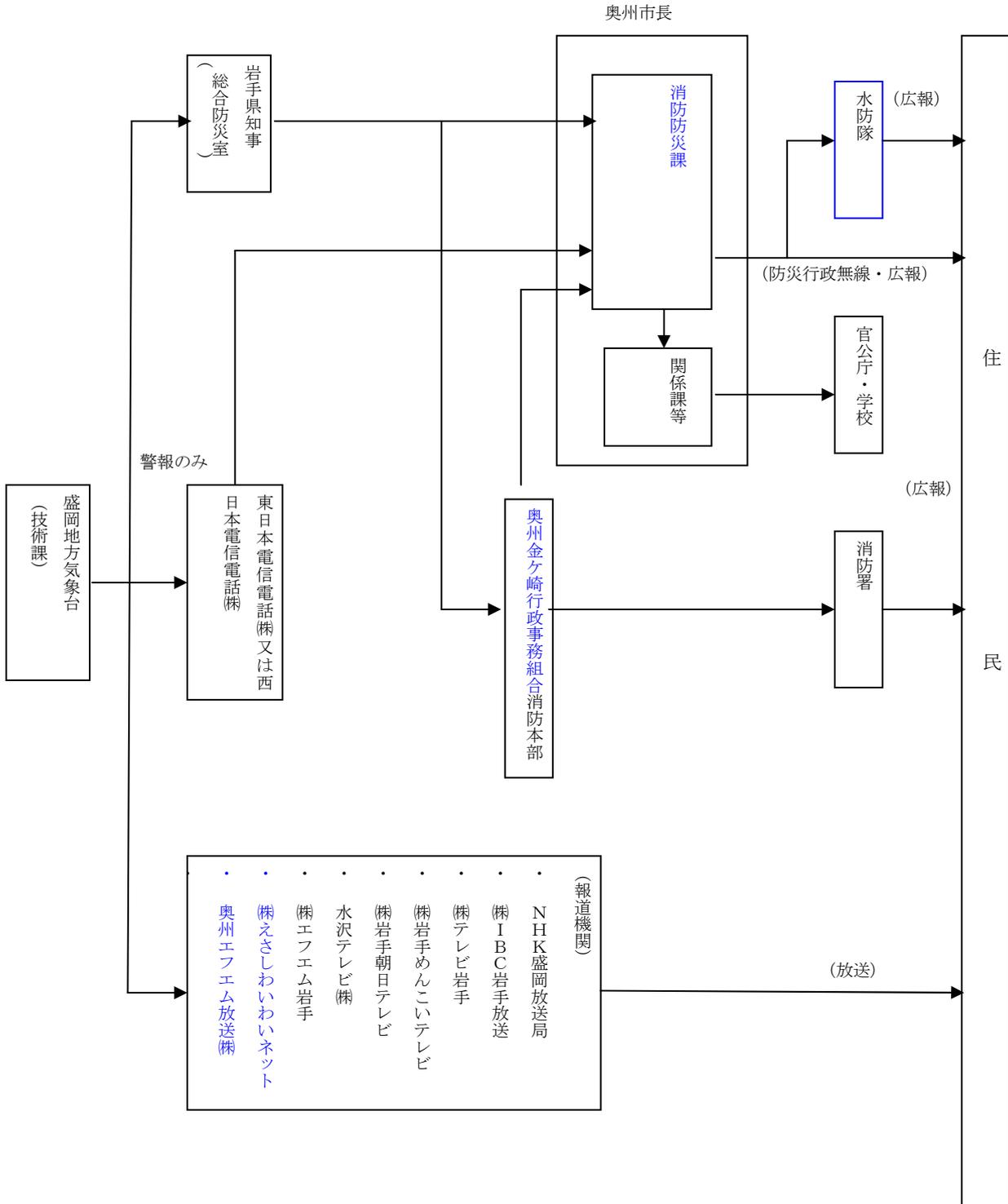
(別記第1)

気象状況等の通報箇所

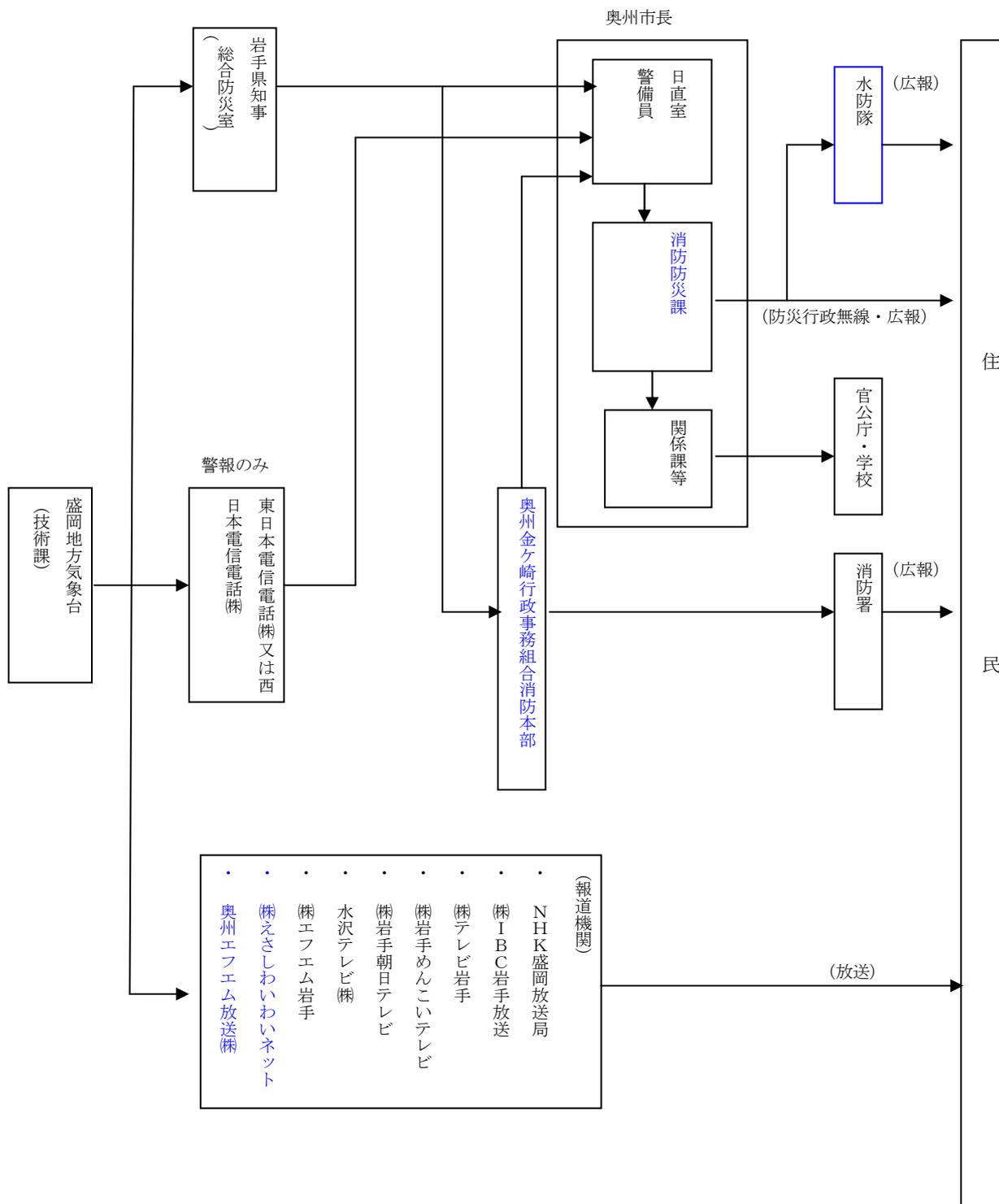
通報箇所		電話番号	F A X 番号
1	岩手河川国道事務所水沢出張所	24-4173	22-8045
2	県南広域振興局企画総務部総務課	22-2811	22-3749
3	県南広域振興局土木部	22-2881	51-1405
4	水沢警察署	25-0110	25-0110
5	江刺警察署	31-0110	31-0110
6	奥州金ヶ崎行政事務組合消防本部	24-7211	23-6009
7	東日本旅客鉄道(株)水沢駅	23-3712	23-2032
8	胆沢平野土地改良区	24-0171	24-0174
9	江刺土地改良区	35-2036	35-3147
10	衣川土地改良区	52-3333	52-3618
11	猿ヶ石南部土地改良区	31-1055	31-1058
12	北上川東部土地改良区	56-3648	56-3648

(別記第2)

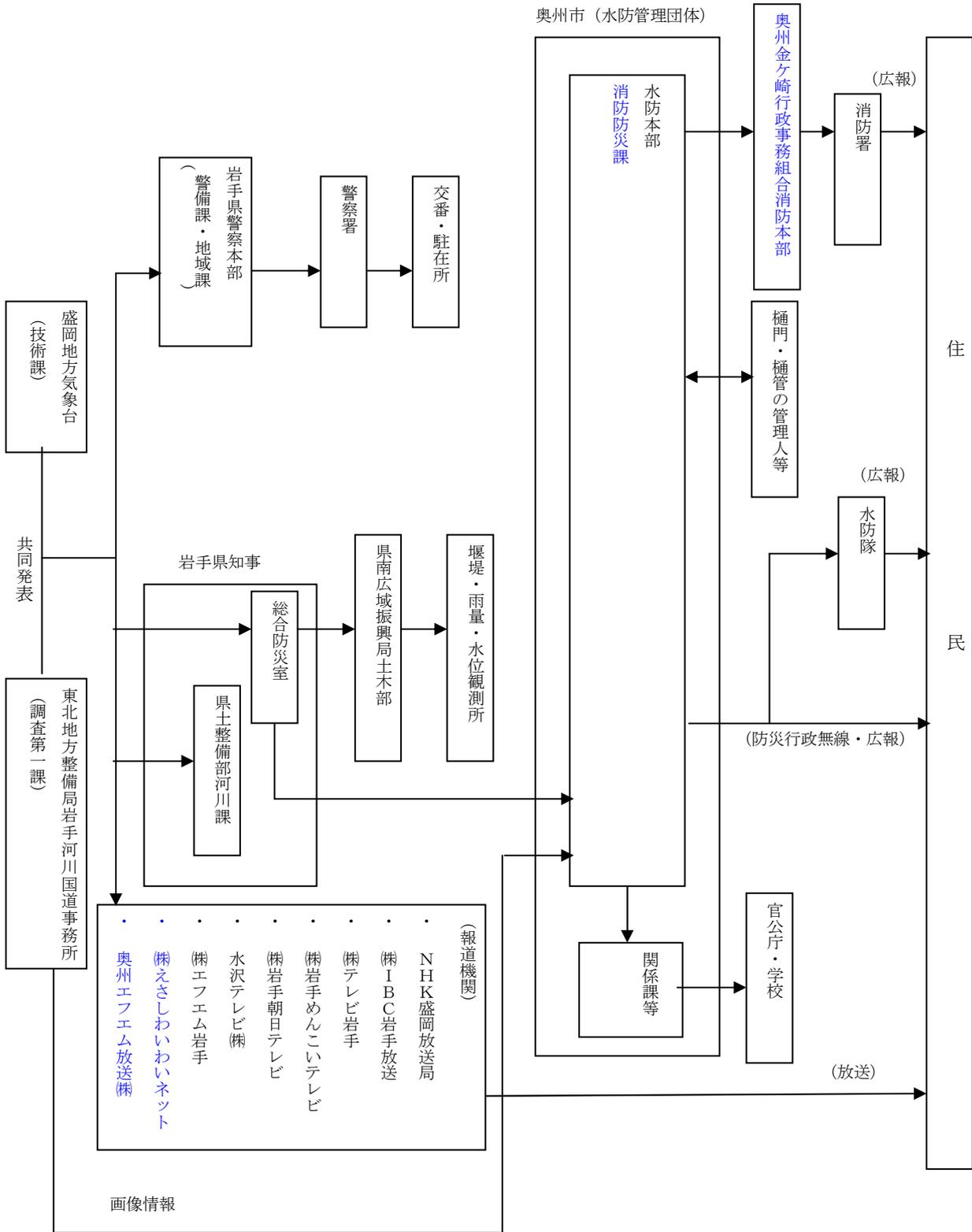
気象予報及び警報伝達系統図 (勤務時間内)



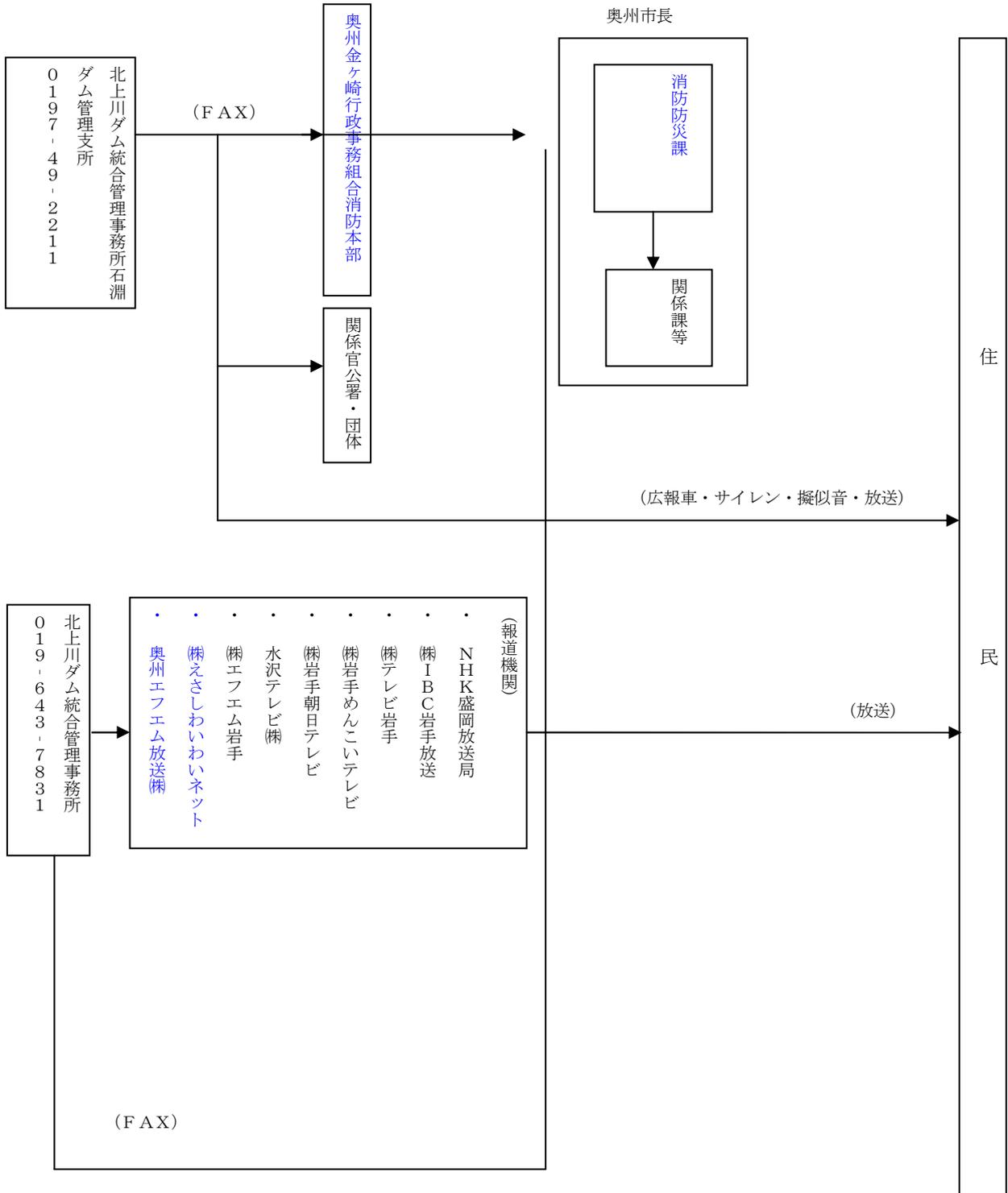
気象予報及び警報伝達系統図（勤務時間外）



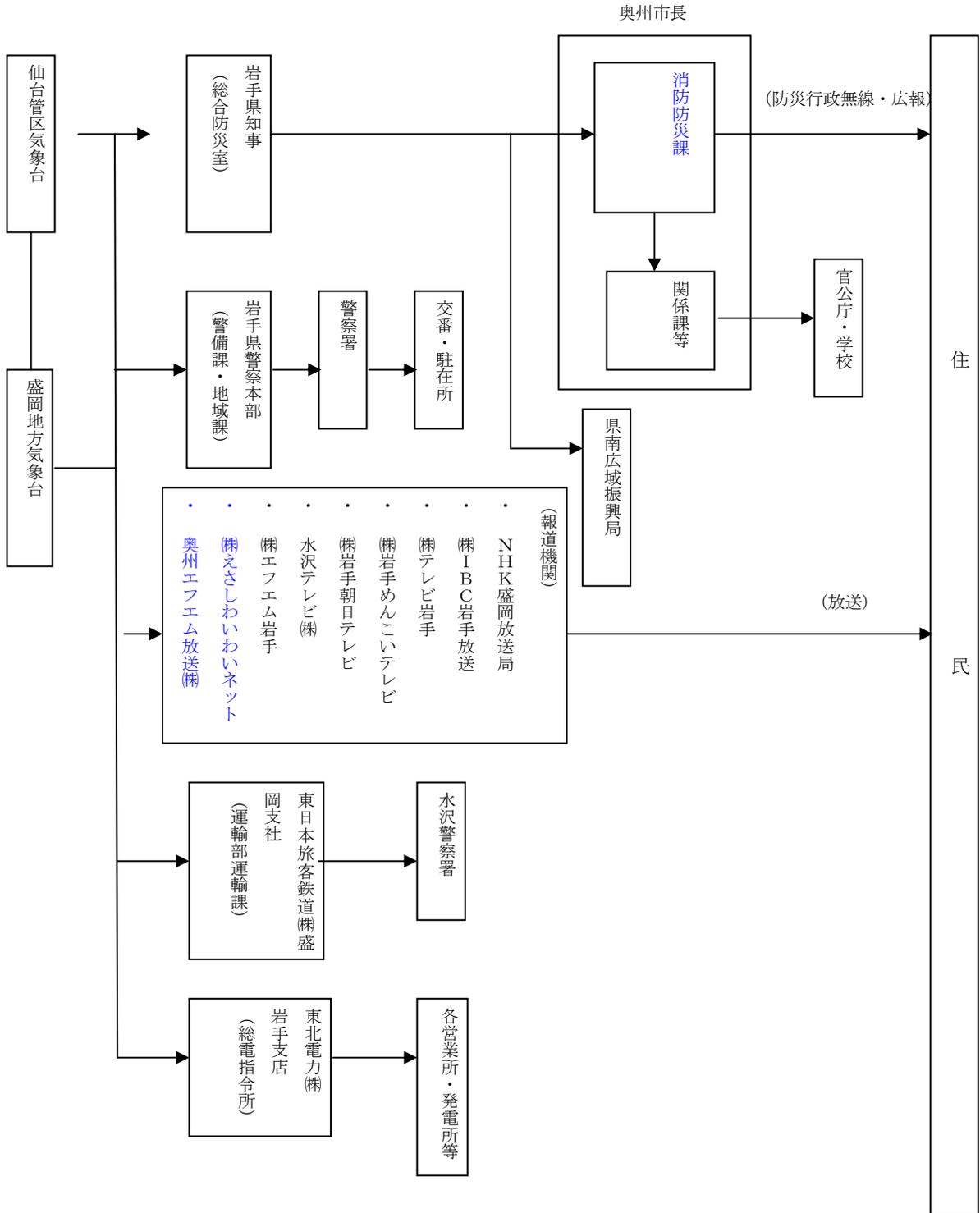
北上川上流洪水予報伝達系統図



石淵ダム放流通報伝達系統図

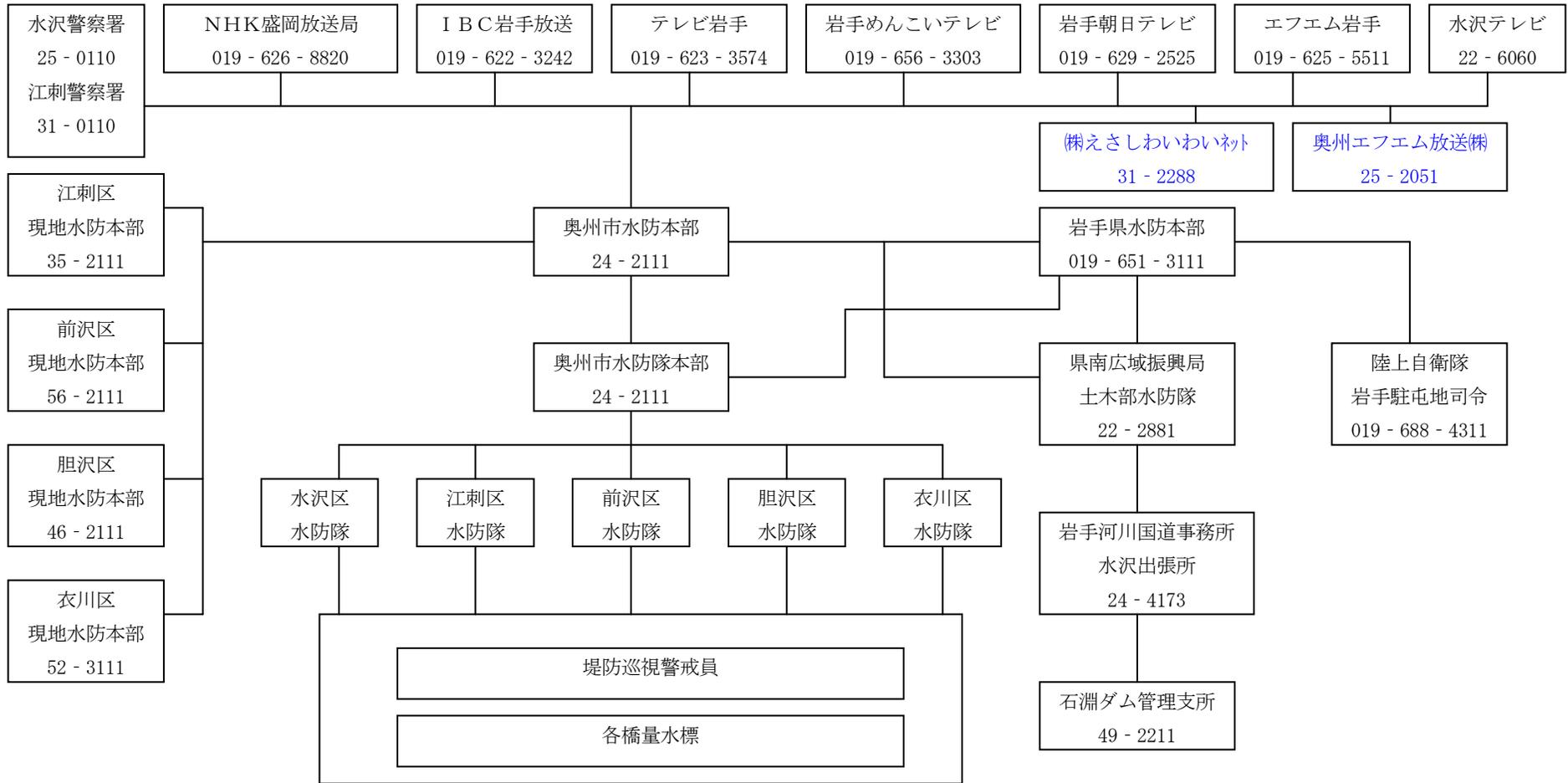


地震に関する情報伝達系統図



(別記第3)

6 雨量観測、水位観測及び堤防異常等の連絡系統図



第4章 樋門・樋管の管理及び操作

第1節 樋門・樋管の箇所及び管理人

- 1 市長が委嘱する樋門・樋管の**管理人**は、資料様式編第3のとおりとする。
- 2 国土交通省岩手河川国道事務所長等が委嘱する樋門・樋管の管理人は、資料様式編第3のとおりである。

第2節 樋門・樋管の管理及び操作

- 1 樋門・樋管の**管理人**は、管理者の定める河川水門管理要綱等に基づき、洪水等の発生の場合に有効かつ適切に操作されるように維持管理する。
- 2 河川法（昭和39年法律第167号）第99条に基づく、県知事が定める河川水門管理要綱は、資料様式編第19のとおりである。
- 3 市長が委嘱する樋門・樋管の**管理人**にあつては、岩手県知事が定める河川水門管理要綱に準じて必要により河川水門の警戒態勢に入り（第5第3号）、河川水門を操作し（第5第4号及び第5号）、所要の報告を行う（第5第6号及び第7号）。

第5章 災害危険箇所の警戒巡視

第1節 堤防巡視

- 1 水防隊長は、河川の水位が通報水位に達し、なお増水のきざしがある場合は、**水防隊員**に対し、担当区域の堤防巡視を指令する。地震による堤防の漏水沈下等のおそれがある場合も同様とする。
- 2 堤防を巡視する水防隊員は、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに無線等を活用して、その状況を本部に連絡する。

第2節 重要水防箇所

- 1 本部長は、河川の状況により重要水防箇所を厳重に巡視警戒し、水防体制を整える。
- 2 重要水防箇所は、別記第1のとおりである。

重要水防箇所評定基準

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所	
法崩れ・法すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて、法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
漏水	漏水の履歴はあるが、その対策が未施工の箇所	漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績がある	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所	

	が、その対策が未施工の箇所		
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により、本堤に影響を及ぼす箇所
新堤防・破堤跡 ・旧河川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所 破堤跡又は旧河川跡の箇所
陸閘			陸閘が設置されている箇所

(別記第1)

重要水防箇所調書

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成18年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	39.6 40.4	鶯の木 右岸	堤防高 1	920 920				積土のう 工	大曲橋	国土交通省
	39.6 40.4	鶯の木 右岸	堤防断面 2	920 0				シート張工	大曲橋	
	40.2 40.4	前沢 右岸	漏水 3		180 180			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	40.4 43.2	前沢 右岸	堤防高 4		2,400 2,400			積土のう 工	大曲橋	
	40.4 43.2	前沢 右岸	堤防断面 5		2,400 0			シート張工	大曲橋	
	40.5 40.8	前沢 右岸	水衝洗掘 6		290 0			木流し工	大曲橋	
	40.8 40.9	前沢 右岸	漏水 7		50 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	41.2 41.3	前沢 右岸	水衝洗掘 8		100 0			木流し工	大曲橋	
	41.4 41.5	前沢 右岸	漏水 9		70 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	41.5 41.7	前沢 右岸	漏水 10		150 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	42.4	赤生津 左岸	工作物 11	0			1		大曲橋	
	38.8 43.2	赤生津 左岸	堤防高 12	3,57 0 3,57 0				積土のう 工	大曲橋	
	38.8 43.2	白山 右岸	堤防断面 13	3,57 0 0				シート張工	大曲橋	
	43.4 43.5	白山 右岸	堤防高 14	100 100				積土のう 工	大曲橋	

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成 18 年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	43.4 46.4	白山 右岸	堤防高 15	3,000 3,000				積土のう 工	大曲橋	国土交通省
	43.4 46.4	白山 右岸	堤防断面 16	3,000 0				シート張工	大曲橋	
	38.8 44.2	白山 右岸	漏水 17		180 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	44.4 44.6	白山 右岸	漏水 18		180 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	45.2 45.4	白山 右岸	漏水 19	150 0				釜段・月の 輪工	大曲橋	
	45.6	大曲橋 右岸	工作物 20				1		大曲橋	
	50.3 50.8	姉体下流 右岸	漏水 21		250 250			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	50.8 51.0	姉体下流 右岸	堤防高 22		100 100			積土のう 工	桜木橋	
	51.2 51.6	姉体下流 右岸	漏水 23	250 250				釜段・月の 輪工	桜木橋	
	51.2 51.6	姉体上流 右岸	堤防高 24		100 90			積土のう 工	桜木橋	
	52.3 52.4	姉体上流 右岸	漏水 25		150 150			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	52.4 52.8	姉体下流 右岸	堤防高 26		300 200			積土のう 工	桜木橋	
	53.0 54.8	姉体上流 右岸	漏水 27		1,300 1,300			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	54.0 54.2	姉体上流 右岸	堤防高 28		100 0			積土のう 工	桜木橋	

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成18年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	54.8 55.4	姉体上流 右岸	堤防高 29	900 900				釜段・月の 輪工	桜木橋	国土交通省
	55.2 55.4	水沢 右岸	水衝洗掘 30		200 0			水流し工	桜木橋	
	55.4 55.6	水沢 右岸	漏水 31		150 150			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	55.6 57.4	水沢 右岸	漏水 32	1,800 1,800				積土のう 工	桜木橋	
	55.6 57.4	水沢 右岸	堤防断面 33	1,800 0				シート張工	桜木橋	
	57.4 57.6	水沢 右岸	堤防高 34		200 200			積土のう 工	桜木橋	
	57.4 57.6	水沢 右岸	堤防断面 35	200 200				シート張工	桜木橋	
	57.6 60.8	水沢 右岸	堤防高 36	2,600 2,600				積土のう 工	桜木橋	
	57.6 60.8	水沢 右岸	堤防断面 37	2,600 0				シート張工	桜木橋	
	43.5 45.2	生母黒石 左岸	堤防高 48	1,600 1,600				積土のう 工	大曲橋	
	43.8 44.5	生母黒石 左岸	漏水 49	700 700				釜段・月の 輪工	大曲橋	
	45.2 45.4	生母黒石 左岸	堤防高		200 200			積土のう 工	大曲橋	
	45.6 45.8	生母黒石 左岸	漏水 50		250 0			釜段・月の 輪工	大曲橋	
	45.6 48.6	生母黒石・二 渡 右岸	堤防高 51		2,800 2,800			積土のう 工	大曲橋	

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成18年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	45.6 48.6	生母黒石・二 渡 右岸	堤防断面 52		2,800 0			シート張 工	大曲橋	国 土 交 通 省
	47.2 47.2	二渡 左岸	水衝洗掘 53	270 0				水流し工	大曲橋	
	47.6	二渡 左岸	工作物 54			1			大曲橋	
	49.2 49.6	大久保 左岸	堤防高 55	500 500				積土のう 工	大曲橋	
	49.2 49.6	大久保 左岸	堤防断面 56	500 0				シート張 工	大曲橋	
	49.6 50.0	大久保 左岸	水衝洗掘 57	300 300				水流し工	大曲橋	
	50.0 52.4	鶴城 左岸	堤防高 58	2,100 2,100				積土のう 工	桜木橋	
	50.0 52.4	鶴城 左岸	堤防高 59	2,100 0				シート張 工	桜木橋	
	53.4 53.8	小田代 左岸	堤防高 60		450 450			積土のう 工	桜木橋	
	53.4 53.8	小田代 左岸	堤防断面 61	450 450				シート張 工	桜木橋	
	54.2 54.6	羽田 左岸	漏水 62	400 400				釜段・月の 輪工	桜木橋	
	54.6 55.2	羽田 左岸	漏水 63		450 450			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	55.0 55.6	羽田 左岸	水衝洗掘 64		500 300			水流し工	桜木橋	

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成18年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	55.2	小谷木橋 右岸	工作物 65				1		桜木橋	国土交通省
	55.4 55.8	羽田 左岸	堤防高 66		300 200			水防高	桜木橋	
	56.2 57.8	岩谷堂 左岸	漏水 67		1,400 1,400			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	58.2 58.6	岩谷堂 左岸	堤防高 68		400 400			積土のう 工	桜木橋	
	62.2 63.8	愛宕 左岸	水衝洗掘 79		1,400 1,400			水流し工	桜木橋	
	62.4 62.8	愛宕 左岸	漏水 70		400 0			釜段・月の 輪工	桜木橋	
	62.6 62.4	古川 右岸	堤防高 71	200 200				積土のう 工	桜木橋	
	62.6 62.4	古川 右岸	堤防断面 72	200 0				シート張工	桜木橋	
	63.4 63.8	愛宕 左岸	漏水 73	300 100				釜段・月の 輪工	桜木橋	
	66.0 67.2	愛宕・稲 瀬左岸	水衝洗掘 74	1,040 1,040				水流し工	桜木橋	
	66.6 67.2	愛宕 左岸	堤防高 75		600 0			積土のう 工	桜木橋	
	67.2 67.6	稲瀬 左岸	水衝洗掘 76	200 0				水流し工	桜木橋	
	67.4 67.6	稲瀬 左岸	漏水 77	200 0				釜段・月の 輪工	桜木橋	

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	評定種別 及び 図面番号	平成 18 年度評定				対策水防 工法名	水防警 報対象 観測所	河川 管 理 者
				堤防 (m)		工作物 (箇所)				
				A	B	A	B			
北上川	67.4 69.0	稲瀬 左岸	堤防高 78		1,800 1,800			積土のう 工	桜木橋	国土交通省
	67.4 69.0	稲瀬 左岸	堤防断面 79		1,800 0			シート張工	桜木橋	
	67.6 68.2	稲瀬 左岸	水衝洗掘 80		750 0			水流し工	桜木橋	
	69.0 70.0	稲瀬 左岸	堤防高 81	500 500				積土のう 工	桜木橋	
	1.0 1.2	人首川 右岸	漏水 人 1	190 190				釜段・月の 輪工		
	0.0 0.1	人首川 右岸	漏水 人 2		100 100			釜段・月の 輪工		
	0.7 1.1	人首川 右岸	漏水 人 3		300 300			釜段・月の 輪工		
	1.3 1.5	人首川 右岸	漏水 人 4		150 150			釜段・月の 輪工		
衣川 2 条 7 項	0.0 2.0	衣川 左岸	堤防高 衣 11	2,000 2,000						
	0.0 2.0	衣川 左岸	堤防高 衣 12	2,000 0						

※堤防の上段は評定延長、下段は重複を除いた延長

第6章 通信連絡

第1節 非常通話

- 1 水防のための連絡は、主として加入電話等により行うものとする。
- 2 非常通話の取扱要領は、資料様式編第4のとおりである。
- 3 非常通話の電話番号は、資料様式編第5のとおりである。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて県警無線、警察電話、鉄道電話、東北電力株式会社専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡ができるよう、あらかじめ経路を選定する。

第3節 伝令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両その他の施設を設置する。

第4節 気象予警報等の連絡

盛岡地方気象台が発表する気象予警報等が、県知事から岩手県総合防災情報システム、岩手県防災行政無線（衛星系）で送信されたとき及び東日本電信電話株式会社（虎ノ門情報案内センター）から警報事項が送信されたときは、地域住民に対し、緊急に警報等を周知する。

第5節 水防信号

法第13条の規定による水防信号は、資料様式編第6のとおりである。

第7章 水防上必要な気象予警報及び情報並びに北上川上流洪水予警報及び水防警報等の連絡

第1節 水防上必要な予報及び警報の連絡

本部は、盛岡地方気象台から法第10条第1項及び気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条及び第14条の2の規定により、気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び資料様式編第7に掲げる情報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

第2節 北上川上流洪水予警報の連絡

本部は、法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、北上川上流洪水予報（資料様式編第8）の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

洪水予報を行う河川並びに当該河川に係る水位又は流量の予報に関する基準地点及び担当機関は、次のとおりである。

1 河川名

北上川本川（岩手県分）左岸 盛岡市材木町から岩手・宮城県境まで

右岸 盛岡市盛岡駅前北通りから岩手・宮城県境まで

2 水位又は流量の予報に関する基準地点

飯坂橋、明治橋、紫波橋、朝日橋、男山、桜木橋、大曲橋、狐禅寺、諏訪前

3 担当機関名

東北地方整備局岩手河川国道事務所・盛岡地方気象台

第3節 水防警報を行う指定河川の区域

法第16条の規定により国土交通大臣が指定した河川について、水防警報（資料様式編第8）の通知を受けたとき、及び県知事において指定した河川について水防警報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて水防関係機関に連絡するとともに防災行政無線、広報車等を活用して住民等へ周知するものとする。

法第10条の4第1項の規定により水防警報を行う国土交通大臣が指定した河川の区域は、次のとおりである。

1 河川名

北上川本川（岩手県分）左岸 盛岡上田字岩脇14の2（四十四田ダム下流 700m）
から岩手・宮城県境まで
右岸 盛岡市下厨川字赤平4（四十四田ダム下流 700m）
から岩手・宮城県境まで

2 水防警報の発表者

国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所

3 水防警報の対象となる水位観測所及び水防警報の範囲

資料様式編第9のとおり

第8章 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難立退き及び救助

第1節 堤防異常の報告

次の場合は、本部長は、直ちに県南広域振興局土木部に報告する。また、重要と認められるものについては、県本部長にも直接連絡する。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

第2節 警戒体制、出動及び水防開始

本部長は、第3章第2節（気象状況等の連絡通報）、第3節（雨量観測の通報）及び第4節（水位観測の通報連絡）についての連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想される場合に対応する警戒体制、水防団の出動、活動の段階等を定め、非常の場合に迅速に水防活動ができるよう、動員計画を作成する。

1 警戒水位に達したときの警戒体制

本部長は、警戒水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には、直ちに水防隊幹部を招集し、あらかじめ定められている各々の任務に就かせ、水防隊の動員を発令した場合には、即時活動ができるよう準備させ、待機させる。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経るいとまがないとき、又は速急に水防隊動員の必要があると認められた場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずる。

2 水防警報が発せられたとき

(1) 本部長は、法第16条の規定により水防警報が発せられたときは、県及び市が定めた水防計画に基づき、直ちに水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じて危険が予想される区域内の一般住民に周知する。

(2) 出動を命じられた水防隊員は、次により直ちに水防作業を開始する。

ア 各自の受持ち場所に集結し、分団長の指示に従って速やかに水防作業を行う。

イ 分団長は、被害状況及び作業状況を逐次水防隊長に報告する。

ウ 本部長は、必要と認めたときは、隣接市町村長に対し消防相互応援協定に基づく応援を要請することができる。

エ 危険のおそれがない見通しがついたときは、本部長は、水防隊長、県南広域振興局土木部長、水沢警察署長及び江刺警察署長と協議のうえ、全域又は一部にその任務を解除することができる。

3 県南広域振興局土木部の応援、指導

県南広域振興局土木部は、第6章第4節及び第7章第1節から第3節についての連絡があった後は、必要に応じて担当員を現地に派遣して、水防作業の応援、指導にあたる。

4 警察署との協議

本部長は、水防に関し必要と認められる事項について、あらかじめ、所轄警察署と協議する。

第3節 決壊の通報及び避難立退き

1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、本部長は、法第18条の規定により、直ちにその旨をはん濫が予想される地域、隣接水防管理団体、所轄警察署及び県南広域振興局土木部に通報しなければならない。

2 避難及び立退き

(1) 本部長は、必要と認める区域の居住者に対し、防災行政無線、広報車等により立退き又はその準備を指示する。

(2) 本部長が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(3) 本部長は、危険が予想される区域について、あらかじめ、立退先及びその経路を選定し、居住者に周知する。

奥州市洪水避難地図（洪水ハザードマップ）に定める北上川の洪水に係る立退先（避難場所）は、別記第1のとおりとする。

第4節 救助

傷病者等救助を要する者を発見したときは、速やかに救助し、医療機関に収容する。

(別記第1)

洪水避難地図（ハザードマップ）に定める指定避難場所

○水沢区

番号	避難施設	建物面積 (㎡)	収容可能 人数 (人)	所在地	連絡先 電話番号	対象地域
1	常盤小学校	6,383	3,191	水沢区神明町一丁目 1-5	23-2640	北常盤の一部、跡呂井の一部
2	常盤公民館	811	405	水沢区台町 2-12	24-4276	安久戸の一部
3	佐倉河公民館上幅分館	112	56	水沢区佐倉河字西田中 24		上幅の一部
4	水沢南中学校	7,511	3,755	水沢区真城字大檀 39-1	24-2470	上姉体の一部、上島
5	真城小学校	3,884	1,942	水沢区真城字高田 44-1	24-7405	下中野、姉体中央
6	真城公民館	468	234	水沢区真城字柿ノ木下 99	26-3920	宿、上野、下姉体、姉体南方
7	羽田小学校	2,345	1,172	水沢区羽田町字洗田 362	24-7403	田茂山、川前
8	水沢総合体育館	4,380	2,190	水沢区羽田町字うぐいす平 72	22-7000	羽田中央、森、羽田東町、羽黒堂の一部、北鶉ノ木の一部、御山下の一部
9	黒石公民館	414	207	水沢区黒石町字鶴城 9-2	26-3819	鶉ノ木の一部、内掘の一部、鶴城の一部
10	黒石小学校	2,796	1,750	水沢区黒石町字長根 2-15	26-2224	下柳、二渡
11	二渡白石沢子供会館	49	29	水沢区黒石町字白石沢		
12	しもやなぎ交流館	123	61	水沢区黒石町字下柳 79-134		
13	佐倉河小学校	3,169	1,584	水沢区佐倉河字曾根 7	24-7407	卸町（流通団地）
14	佐倉河公民館	482	241	水沢区佐倉河字西沖ノ目 4-1	23-3361	
15	水沢工業高等学校	5,208	2,604	水沢区佐倉河字道下 100-1	24-5155	水沢工業団地
16	下河原コミュニティセンター	173	86	水沢区佐倉河字寺西 58	25-5959	水沢工業団地

注 収容可能人数は、1人当たり2.0㎡として算出した。

○江刺区

番号	避難施設	建物面積 (㎡)	収容可 能人数	所在地	連絡先 電話番号	対象地域
1	岩谷堂幼稚園	250	125	江刺区南町 4-8	35-4620	岩谷堂 1・10 区
2	岩谷堂小学校	800	400	江刺区館山 1-8	35-1924	岩谷堂 2 区
3	岩谷堂高等学校	1,641	820	江刺区岩谷堂字根 岸 116	35-2017	岩谷堂 3・4・ 6・13 区
4	歌読会館	65	32	江刺区岩谷堂字歌 読 84		岩谷堂 5 区
5	江刺総合支所	2,350	1,175	江刺区大通り 1-8	35-2111	岩谷堂 12 区・愛宕全区
6	江刺体育文化会 館	338	175	江刺区大通り 1-53	35-2111	岩谷堂 11 区
7	江刺保健センタ ー	600	300	江刺区西大通り 4- 11-3	35-2111	岩谷堂 7 区
8	餅田会館	240	120	江刺区岩谷堂字中 堰 143-2	35-0947	岩谷堂 8 区
9	増沢ふれあいセ ンター	240	120	江刺区岩谷堂字中 野 65-3	35-7513	岩谷堂 8 区
10	岩谷堂地区セン ター	524	267	江刺区大通り 1-61	35-1201	岩谷堂全区
11	江刺ターミナル プラザ	320	160	江刺区豊田町 3-1- 27	35-8881	岩谷堂 14・15 区
12	江刺防災センタ ー	240	120	江刺区西大通り 3- 8	35-8119	岩谷堂全区
13	江刺中央体育館	1,753	876	江刺区杉ノ町 9-1	31-2100	岩谷堂全区、 愛宕 2・3・ 4・5・6 区
14	江刺生涯学習セ ンター	1,527	763	江刺区大通り 1-5	35-2111	岩谷堂全区
15	江刺愛宕小学校	594	297	江刺区愛宕字西下 川原 8	35-2061	愛宕全区
16	江刺西体育館	1,643	821	江刺区愛宕字宿 150	35-5544	愛宕全区
17	田原小学校	708	354	江刺区田原字駒場 103	35-1928	田原全区

18	田原地区センター	488	244	江刺区田原字深沢 166-1	32-2131	田原 4・5・6 区
19	江刺農業者健康 増進センター	668	334	江刺区田原字深沢 240-1		田原 4・5・ 6・7・8・9区
20	石谷部落会館	128	64	江刺区田原字御免 124		田原 7・8・9 区
21	稲瀬小学校	764	382	江刺区稲瀬字下台 12	35-1926	稲瀬全区
22	稲瀬地区センター	750	375	江刺区稲瀬字下台 21-1	35-4073	稲瀬全区

注 収容可能人数は、1人当たり2.0㎡として算出した。

○前沢区

番号	避難施設	建物面積 (㎡)	収容可 能人数	所在地	連絡先 電話番号	対象地域
1	白鳥小学校	604	302	前沢区字合ノ沢 105	56-2409	白鳥地区
2	前沢公民館白鳥 分館	187	93	前沢区字合ノ沢 106-4	56-6776	白鳥地区
3	白鳥地区防災セ ンター	152	76	前沢区字鶉ノ木 56-23	56-3155	白鳥地区
4	前沢スポーツセ ンター	1,014	507	前沢区字塔ヶ崎7	56-2947	前沢地区
5	牛の博物館	115	57	前沢区字南陣場 103-1	56-7666	白鳥地区
6	前沢高等学校	1,970	985	前沢区字狐石36	56-2241	上野原地区
7	前沢養護学校	651	325	前沢区字田畠18-1	56-6707	前沢地区
8	前沢小学校	712	356	前沢区字下小路52	56-2343	前沢地区
9	前沢中学校	2,030	1,015	前沢区字久田31	56-3005	前沢地区
10	前沢勤労青少年 ホーム	931	465	前沢区字七日町裏 131-1	56-6776	前沢地区
11	前沢ふれあいセ ンター	652	326	前沢区字七日町裏 104	56-7100	前沢地区
12	まなびい館	232	116	前沢区字七日町裏 71	56-2111	前沢地区
13	前沢勤労者研修セ	464	232	前沢区字五合田 19-5	56-7870	前沢地区

14	前沢いきいきスポーツセンター	2,254	1,127	前沢区字阿部館 27-1	56-7290	前沢地区
15	前沢さわやか健康センター	727	363	前沢区字立石 180- 1	56-3501	前沢地区
16	前沢公民館目呂木分館	167	33	前沢区字道場 3	56-6776	前沢地区
17	目呂木勤労者体育館	790	395	前沢区字道場 3	56-6776	前沢地区
18	上野原小学校	578	289	前沢区字養ヶ森 44-2	56-2223	上野原地区
19	前沢公民館上野原分館	211	105	前沢区字養ヶ森 45-1	56-6776	上野原地区
20	古城小学校	597	298	前沢区古城字東見 寺下 15	56-2722	古城地区
21	古城公民館	610	305	前沢区古城字東見 寺下 290	56-2935	古城地区
22	前沢老人福祉センター	689	344	前沢区古城字比良 59-1	56-2148	古城地区
23	白山小学校	431	215	前沢区白山字古宿 40	56-3020	白山地区
24	白山公民館	486	243	前沢区白山字古宿 48	56-2938	白山地区
25	白山公民館体育館	610	305	前沢区白山字古宿 48	56-2938	白山地区
26	赤生津小学校	650	325	前沢区生母字田谷 49-2	56-2036	赤生津地区
27	生母公民館	582	291	前沢区生母字羽場 69-1	56-2933	赤生津地区
28	赤生津地区コミュニティセンター	287	143	前沢区生母字荒谷 24-12	56-2933	赤生津地区
29	母体地区コミュニティセンター	214	107	前沢区生母字伏畔 19-1	56-2933	母体地区
30	母体小学校	608	304	前沢区生母字北羽 毛 33	56-2038	母体地区
31	成岡田会館	82	41	前沢区生母字虚空 蔵 18	56-3494	母体地区
32	天王自治公民館	95	47	前沢区生母字天王 29	56-5026	母体地区

注 収容可能人数は、1人当たり2.0㎡として算出した。

○衣川区

番号	避難施設	建物面積 (㎡)	収容可 能人数	所在地	連絡先 電話番号	対象地域
1	国民宿舎衣川荘	1,387	693	衣川区日向 60-2	52-3311	全域(衣里地区)
2	瀬原交流館	263	131	衣川区瀬原 9-1	52-3930	〃
3	川東公民館	130	65	衣川区上野 27	52-3916	〃
4	池田公民館	93	46	衣川区九輪堂 69-1	-	〃
5	衣里小学校	2,439	1,219	衣川区堰下 7-2	52-3572	〃
6	川西公民館	188	94	衣川区横道下 28	-	〃
7	富田集落センター	176	88	衣川区富田 69-3	-	〃

注 収容可能人数は、1人当たり2.0㎡として算出した。

第9章 自衛隊派遣の要請

第1節 自衛隊派遣の要請

- 1 本部長は、洪水等の際し、本部及び隣接水防管理団体の応援のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、県知事を経由して自衛隊の派遣を要請することができる。
- 2 状況が緊迫し、本部長が県知事に連絡のいとまがなく、真にやむを得ない場合に限り、緊急措置として、本部長が防衛庁長官又はその指定部隊に対し、その旨及び災害の状況を通知できる。
ただし、この場合は、遅滞なくその経緯を県知事に報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続きは、市地域防災計画による。

第10章 水防施設並びに資材器具、車両及び土地等の使用又は収用

第1節 水防倉庫及び管理人

- 1 水防作業に必要な資材器具等は、水防倉庫に備蓄し、常時使用できるよう管理する。備蓄資材器具は、資料様式編第10のとおりである。
- 2 備蓄資材器具の管理のため、水防倉庫に管理人を置く。管理人は、水防倉庫付近に居住する水防隊員のうちから市長が委嘱する。
- 3 水防倉庫の管理人は、資料様式編第11のとおりである。

第2節 資材器具、車両及び土地等の使用又は収用

- 1 法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、本部長、水防隊長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 本部長は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第11章 公用負担

第1節 公用負担

法第28条の規定により、本部長又は水防隊長から公用負担を命ずる権限を委任された者は、資料様式編第12の公用負担命令権限証を携行し、必要がある場合は、これを呈示しなければならない。

第2節 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として資料様式編第13の公用負担命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に提出しなければならない。

第12章 優先通行標識及び身分証票

第1節 優先通行標識

法第18条における優先通行標識は、資料様式編第14のとおりとする。

第2節 身分証票

法第49条第2項における身分証票は、資料様式編第15のとおりとする。

第13章 水防訓練

第1節 水防訓練

指定管理団体は、法第35条の規定により、毎年、水防隊及び消防機関の水防訓練を実施しなければならない。

市が行う水防訓練の方法及び実施時期については、本部長が別に定める。

第14章 水防活動実施報告、水防功労者推薦及び公務災害補償

第1節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、本部長は、所定の期日までに資料様式編第16の事項を取りまとめ、県南広域振興局土木部長を経由して県知事に報告する。

第2節 水防功労者推薦

水防作業において、特に功労があった個人又は団体^を、水防作業終了後速やかに、個人にあつては本部長が、団体にあつては県南広域振興局土木部長が、資料様式編第17により県知事に推薦することができる。

第3節 公務災害補償

水防^隊員及び水防従事者が、水防作業に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、奥州市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年市条例第324条）（資料様式編第22）に定めるところにより補償する。